

件名

農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

○金融庁  
農林水産省 告示第 号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四条第一項第一号ホ(4)、第二百五  
条第一号ハ(3)及び第二百七条第一項の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等について  
開示事項（平成十九年 金融庁 告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用  
する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の  
傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後

別添様式第一号の三)

(単位：百万円)

IRBB1：金利リスク	
【略】	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告書において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。

【a・b 略】

c この様式において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	350
【略】	
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225
【略】	
インド通貨	325
【略】	

改正前

別添様式第一号の三)

(単位：百万円)

IRBB1：金利リスク	
【同左】	

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告書において使用する用語の例によるものとする。

なお、自金融機関がこの様式の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

また、半期の開示においては、この様式中「当期末」とあるのは「当半期末」と、「前期末」とあるのは「前半期末」と読み替えるものとする。

【a・b 同左】

c この様式において「上方バリエルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」を加える金利ショックをいう。

通貨	バリエルシフトに関する金利変動幅（ベータ・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	300
【同左】	
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200
【同左】	
インド通貨	400
【同左】	

	大韓民国通貨	225	
【略】			
	サウジアラビア通貨	275	
	スウェーデン通貨	275	
	シンガポール通貨	175	
【略】			
	南アフリカ共和国通貨	325	
【略】			

d 【略】

e この様式において「ステイナー化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナー化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$  は、ステイナー化に関する金利変動幅

$c$  は、通貨（以下この様式において同じ。）

$t$  は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下の様式において同じ。）

$x$  は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
【略】		

	大韓民国通貨	300	
【同左】			
	サウジアラビア通貨	200	
	スウェーデン通貨	200	
	シンガポール通貨	150	
【同左】			
	南アフリカ共和国通貨	400	
【同左】			

d 【同左】

e この様式において「ステイナー化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「ステイナー化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left( \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left( 1 - e^{\frac{t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$  は、ステイナー化に関する金利変動幅

$c$  は、通貨（以下この様式において同じ。）

$t$  は、将来の期間を年数で表した値（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$  は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この様式において同じ。）

下の様式において同じ。）

$x$  は、4（以下この様式において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
【同左】		

欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200
英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
【略】		
インド通貨	475	225
【略】		
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	【略】	200
【略】		
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	225
【略】		

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{\text{rattener,c}}(t) = 0.8 \cdot \left( \bar{S}_{\text{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{\text{long,c}} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{\text{rattener,c}}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{\text{short,c}}(t) = \bar{S}_{\text{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{\text{short,c}}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～r 略】

【別表。】

欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100
英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
【同左】		
インド通貨	500	300
【同左】		
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	【同左】	300
【同左】		
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	150
【同左】		

f この様式において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{\text{rattener,c}}(t) = 0.8 \cdot \left( \bar{R}_{\text{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{\text{long,c}} \cdot \left( 1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{\text{rattener,c}}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この様式において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この様式において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{\text{short,c}}(t) = \bar{R}_{\text{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{\text{short,c}}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～r 同左】

s この様式における口欄及び欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は

<p>[判る。]</p> <p>[判る。]</p>	<p>記載することを要しない。</p> <p><u>㊦</u> この様式におけるノ欄の「当期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。</p> <p><u>㊧</u> この様式におけるニ欄の「前期末」が平成三十二年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。</p>
---------------------------	---

備考 表中の「」の記載は注記である。